

3 用語解説(50音順)

	用語	解説
【あ】	一時保育 延長保育	保護者の急病や就労等で、家庭での育児が困難な場合に一時的に実施する保育 就労形態の多様化や通勤時間の増加に対応するために、時間を延長して行う保育
【か】	家庭生活支援員 休日保育 公共職業紹介所 こども家庭相談センター	母子福祉団体等に登録された訪問介護員(ホームヘルパー3級以上)は、保育士又は看護師の有資格者 日曜・祝日において保護者が仕事や病気などの場合に指定保育所において実施する保育 「ハローワーク」とも呼ばれ、職業に関するあらゆる相談や指導、紹介等を行う 子どもや女性、家庭に関する様々な問題に対して相談・援助を実施
【さ】	(財)21世紀職業財団 (財)奈良県中小企業支援センター しごとセンター 主任児童委員 ショートステイ 職業訓練 児童扶養手当 児童養護施設 常用勤労者	女性の能力発揮促進・両立支援・短時間労働援助事業を主に、雇用関係の確立と福祉の増進及び、経済社会の発展に寄与することを目的と設立された財団 経営に関する各種相談、創業や事業化を計画している方への講習等の支援を実施 就業全般の総合相談窓口。就職相談・情報提供、各種講習会等を実施 担当地域を持たずに入児童問題を専門に扱う者 保護者が社会的事由により子どもの養育が困難になった時などに、児童福祉施設において短期間子どもを預かる制度 公共職業安定所の受講指示(推薦)を受けて、職業に必要な技能及び技術を身につける訓練 父と生計を同じくしていない児童や父が重度の障害の状態にある児童を育成している家庭に対し、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童の母あるいは母にかわってその児童を養育している人に支給する手当 満1歳以上から満18歳に達するまでの児童のうち、家庭での生活が困難になった児童が生活する施設 雇用契約において雇用期間の定めがない、または4ヶ月以上の雇用期間が定められた者
【た】	トワイライトステイ	保護者が仕事等の理由で帰りがいつも夜間になるため子どもの世話ができない場合、乳児院、児童養護施設で子どもの夕食の世話等を行う
【は】	派遣社員 ハローワーク パート ファミリー・サポート・センター 福祉事務所 福祉人材センター 放課後児童クラブ 病後児保育 母子家庭等就業・自立支援センター 母子寡婦福祉資金 母子寡婦福祉団体 母子自立支援員 母子生活支援施設 母子福祉委員	人材派遣会社と雇用契約を結び、派遣先企業の指揮・命令に従って働く就業形態 公共職業安定所の愛称。職業に関するあらゆる相談や指導、紹介等を行う 1週間の就業時間が35時間未満の者で、正社員に比べて勤務時間や日数が少ない就業形態 育児や介護等に関して援助を行いたい人と受けたい人が会員となって相互に支え合う組織 母子及び父子家庭、寡婦、児童の自立に必要な援助など、福祉全般の相談窓口 福祉職場の就職相談や、就職に関する情報の提供等、福祉の仕事の総合窓口 小学校低学年児童で、保護者が家庭にいない場合等に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的としたもの 子どもが病気回復のときや母親の産後回復期に行う保育 母子家庭の母等に対して就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等を実施し、一貫した就業支援サービスの提供を行う(愛称:奈良県母子・スマイルセンター) 母子家庭及び寡婦に対し、経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金 社団法人奈良県母子福祉連合会及び各市・郡の母子寡婦福祉会のことであり、研修会や母子家庭等に関わる情報交換や会員相互の親睦を図る団体 福祉事務所に配置され、母子家庭等のあらゆる相談に応じ、自立に必要な支援を行う 配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子と、その者の監護すべき児童を入所させ、保護と自立促進のために生活支援を目的とする施設 県内各地域に配置され、生活や経済上の問題全般について、母子自立支援員と協力しながら広く相談に応じる者
【ま】	民生委員(児童委員)	社会福祉の精神を持った経験豊かな者で、県内各地域で生活のことや子どものことについて広く相談に応じている
【や】	夜間保育	就業形態の多様化に応じて、夜10時ごろまで行う保育